

◆財政計画

この財政計画は、現行制度を前提として第1次総合計画の計画期間内における歳入と歳出の見積りの総量を示したものです。歳出分類のうち投資的経費に属する普通建設事業費が、第1次総合計画で実施していく事業計画と突合する部分で、5年間の事業計画の事業費はこの範囲内に収まる必要があります。

この財政計画は、国における「三位一体改革」の地方財政への影響が現時点では不明確であり、その動向により大きく変更する可能性があります。このような場合はすみやかに実施計画により、事業計画の見直しなどをはかり対応していきます。

歳入歳出を通じた課題としては、歳入については自主財源を今後も安定して確保していくことがあげられます。

歳出については、ますます増加する消費的経費やその他の経費を、いかに抑制して真に必要な行政分野に必要な経費を投入していくかが課題で、このためには実効ある行財政改革の徹底的な実施、公の施設のあり方の見直しや生産性の高い組織管理、人事管理などが必要不可欠となっています。

この計画の計画期間（平成17～21年度）における歳入と歳出の見積りについては、次のとおりです。

◎歳入（5年間の合計）

（単位：億円）

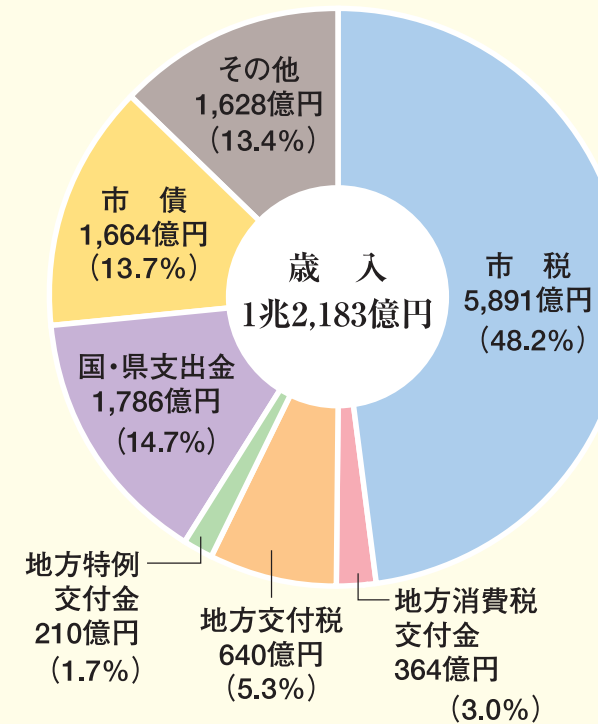
区 分	金 額	説 明
市 税	5,891	市民税、固定資産税、都市計画税など
地方消費税交付金	364	
地方交付税	640	
地方特例交付金	210	
国・県支出金	1,786	
市 債	1,664	
そ の 他	1,628	使用料、手数料など
合 計	12,183	

◎歳出（5年間の合計）

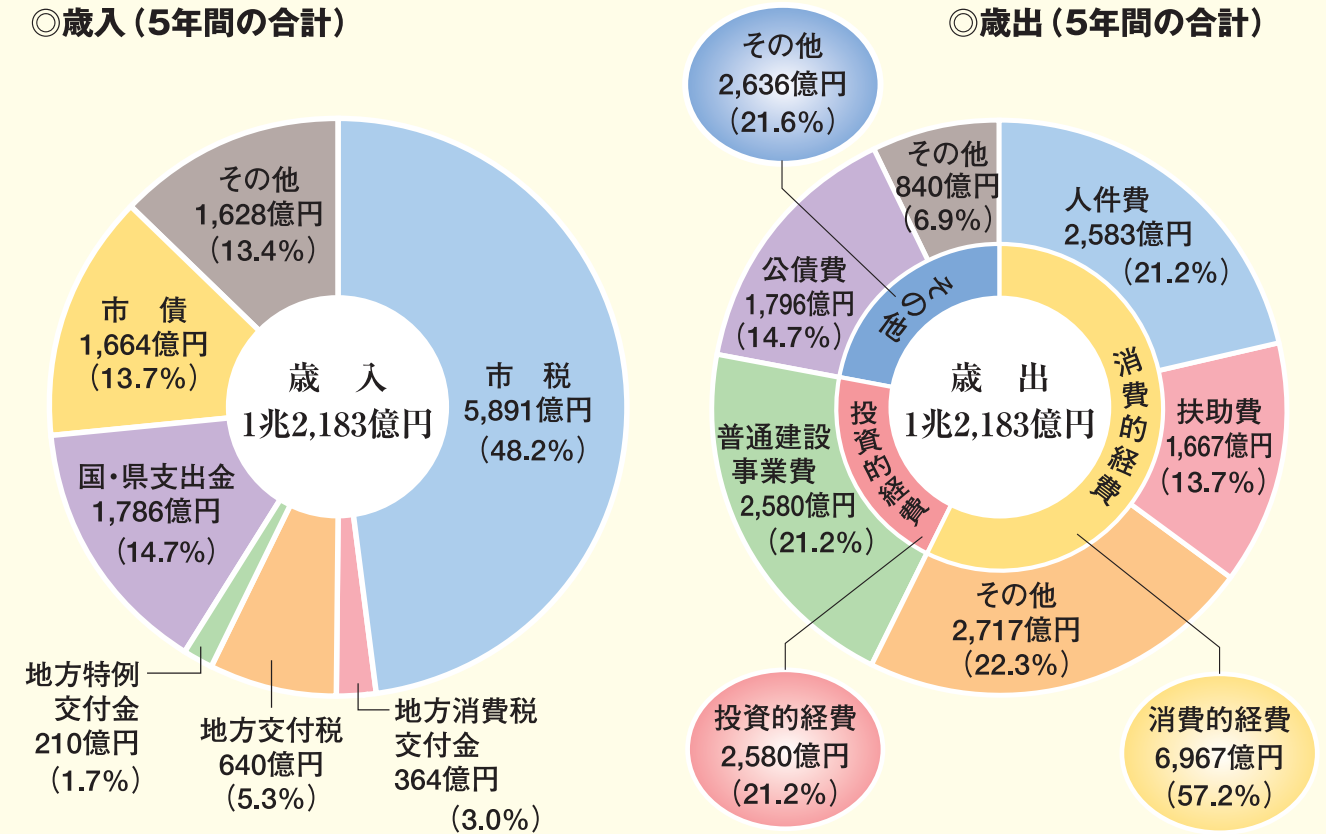
（単位：億円）

区 分	金 額	説 明	
消費的経費	人件費	2,583	
	扶助費	1,667	社会福祉関係
	その他	2,717	
	小 計	6,967	
投資的経費	普通建設事業費	2,580	建設事業に充当できる経費
	小 計	2,580	
そ の 他	公債費	1,796	市債の元利償還経費
	その他	840	
	小 計	2,636	
合 計	12,183		

◎歳入（5年間の合計）



◎歳出（5年間の合計）



※ この財政計画は、普通会計ベースで推計しており、企業会計（上下水道、病院事業）、一部の特別会計（農業集落排水事業など）にかかる経費については含まれていません。構成比は、小数点以下第2位を四捨五入し、合計が100%となるよう端数処理してあります。

◎歳入予算の分類

区 分	内 容
市 税	地方公共団体が、その行政に要する一般経費を賄うために、その団体の住民および企業から徴収するもの。
地方消費税交付金	地方消費税（消費税額の25%）の一部が市町村に交付される。交付額の1/2を人口で、他の1/2に従業者数で按分して交付される。
地方交付税	地方公共団体間の税源の偏在と財政力の不均衡を是正するとともに、すべての地方公共団体に一定の行政水準を確保できるよう財源を保障するため、国が一括徴収した財源を配分するもの。
地方特例交付金	平成11年度の税制改正による恒久的な減税にともなう地方税の減収額の一部を補てんするため、地方税の代替的な性格を有する財源として、将来の税制の抜本的な見直しが行われるまでの間の特別な措置として創設された。普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全地方公共団体に交付される。
国庫支出金	地方公共団体の支出する特定の経費に対して国が負担交付する支出金。（道路、河川、港湾などの建設事業に対して交付される国庫補助金など）
県支出金	市町村の支出する特定の経費に対して県が負担交付する支出金。（県知事、県議会議員選挙の執行に対して交付される県委託金など）
市 債	地方公共団体が建設事業などの財源を調達するため、金融機関などから借り入れる資金で、その償還が次年度以降にわたるもの。

◎歳出予算の分類

区 分	内 容	
消費的経費	人 件 費	職員などに対し勤労の対価、報酬として支払われる経費（職員給与、退職金、委員等報酬、議員報酬 など）
	扶 助 費	各種法令にもとづき被扶助者に対して支出する経費（生活困窮者、児童、高齢者、障害のある人などの援助費）
投資的経費	普通建設事業費	道路、橋りょう、公園、学校、庁舎等公共用または公用施設の新増設などの建設事業に要する経費
そ の 他	公 債 費	市債の元利償還に要する経費